

## 平成 17 年度当初予算 施策別概要

### 221 安全で安心な農林水産物の安定的供給

(主担当部局：農水商工部)

22101	農林水産物の生産・流通における安全・安心の確保	(農水商工部)
22102	農畜産物の安定供給	(農水商工部)
22103	林産物の安定供給	(環境森林部)
22104	水産物の安定供給	(農水商工部)

#### < 施策の目的 >

(対象) 農林水産業が

(意図) 地域の特性を生かした安全で安心な農林水産物を安定的に供給している

#### < 施策の数値目標 >

目 標 項 目		H 1 5 年度	H 1 6 年度	H 1 7 年度	H 1 8 年度
食料自給率	目標値	4 4 %	4 5 %	4 5 %	4 5 %
	実績値	4 3 . 9 %			

県民が食料として消費する農林水産物のうち県内産品により供給が可能な割合(農林水産統計年報などによりカロリーベースで算出)

#### < 平成 17 年度に残っている課題 >

県民の食品に対する信頼を確保するため、生産から流通・販売に至る過程での衛生管理や農薬の適正な使用管理、適正な食品表示などの指導・監視の充実を図る等、消費者の信頼に応える生産・流通体制の構築が重要となっています。

食生活の高度化、多様化が進むなかで、米の消費減退、輸入農林水産物の増大等により、食料自給率は減少しており、食料の安定供給に向けた取組が必要となっています。

林業の持続的かつ健全な発展、CO<sub>2</sub>排出削減対策など、森林の有する多面的機能を発揮させるため、公共事業等、一般住宅での県産材需要拡大が重要であり、有効な県産材需要拡大対策を展開していく必要があります。

水産資源の減少が続くなか、資源の適切な保全・管理と持続的利用に向けた水産物の増養殖対策を実施していかなければなりません。

#### < 平成 17 年度の施策の取組方向 >

消費者が安心して三重県産農林水産物を選択できるよう、農薬等の適正な使用管理意識の周知徹底を図るとともに、HACCP システムの導入などを促進し、安全を確保するための取組を強化するとともに、的確な情報提供に努めます。

*HACCP：原料が加工され製品になるまでの過程で起こりうる危険性をリストアップし、重要管理点によって処理方法を明確にしたもので、工程ごとの安全性をチェックし、記録に残す管理方式*

地域特性に応じた生産振興を進め、既存産地の充実や新たな産地の振興を図るとともに、消費者重視、市場重視の「米づくりの本来あるべき姿」をめざし、「新たな三重の米(水田農業)戦略」を着実に進めます。

三重県の森林が循環利用のリサイクルを確立するよう、透明性のある県産材の認証システム

のもと、県産材を使用した一般住宅の建設が進むよう取り組みます。

水産資源の適切な保存管理のため、資源循環型ライフスタイルへの転換を促進し、陸域からの汚濁負荷を軽減することにより河川や海洋の自然環境の保全を図ります。

< 主な事業 >

(重) 農産物生産資材等監視事業

【基本事業名：22101 農林水産物の生産・流通における安全・安心の確保】

当初予算額： 55,628 千円 20,110 千円

事業概要：農業生産資材の適正な流通並びに使用の確保、農産物等に含まれる有害物質の吸収抑制技術を活用したリスク低減対策等を進めることにより、農産物の安全かつ安定的な供給を図ります。

家畜衛生防疫事業【基本事業名：22102 農林水産物の生産・流通における安全・安心の確保】

当初予算額： 65,007 千円 63,895 千円

事業概要：人畜共通伝染病等の家畜伝染病の発生予防及び、万一発生した場合のまん延防止により、消費者へ安心かつ安定的な畜産物の供給を図ります。

米の生産振興対策事業【基本事業名：22102 農畜産物の安定供給】

当初予算額： 268,444 千円 25,456 千円

事業概要：新たな「三重の米」戦略に基づき、「人と自然にやさしい米づくり」の推進、実需者ニーズにあった麦大豆の品質向上対策等に取り組みます。

(新)(重)「三重の木と暮らす」ふれあいづくり支援事業

【基本事業名：22103 林産物の安定供給】

当初予算額： 千円 96,000 千円

事業概要：県民の地球環境に対する意識を高めるとともに、二酸化炭素の削減をねらい、県産材を使った木造住宅建設への支援や県産材「三重の木」を認証するための仕組みづくりとPR等に取り組みます。

(新) 山・川・海の絆再生による「みえのうみ」魅力創出事業

【基本事業名：22104 水産物の安定供給】

当初予算額： 千円 4,869 千円

事業概要：豊かな海の恵みを取り戻すため、“アサリの棲める環境づくり”という視点で海を含む流域全体に目を向け、地域住民など、それぞれが自ら「さかなの立場」に立って取組の方向性を提言、実践することで、自発的、主体的な行動へと広がっていきます。